

第3章 第1期計画の進捗状況と課題

1 第1期計画の概要

平成19年3月に策定された「岩見沢市障がい福祉計画（第1期）」では、障がいのある人とない人がともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを、市民全体で進めていくことを目指し、平成23年度を目標年に3つの目標値を掲げ、そのために必要となるサービスの見込量や、計画を推進するための取り組みなどを、平成18年度から平成20年度までの期間について定めています。

2 目標値の達成状況と課題

「岩見沢市障がい福祉計画（第1期）」では、障害者自立支援法や計画が目指している「共生社会」の実現に向けての進捗状況を図る指標として、3つの目標値を掲げています。各目標値と、平成20年度までの達成状況は、次のとおりです。

(1) 希望する福祉施設入所者が地域生活へ移行することを目指します。

自分らしい生き方を求め、地域での生活を希望する人に対し、関係機関や事業者との連携、自立訓練などのサービスの充実など、その人らしい暮らしを支えるために必要な地域の環境づくりの推進を目指し、その進捗状況を計るための指標で、数値の捉え方としては、援護の実施者が岩見沢市である施設入所者数です。

第1期計画策定時において、国では、平成17年10月時点の施設入所者の1割の地域移行と施設入所者数の7%減という指針を示していますが、北海道では、入所施設利用割合が全国平均の約2倍と高かったことから、第1期計画策定時点において施設に入所されていた方の2割の地域移行と、施設入所者数の14%減という目標が設定されています。

岩見沢市においても、この北海道の目標に則って、地域移行を希望する施設入所者の地域生活への移行を支援する取り組みを充実させることなどにより、施設入所者数の約14%の減少を目標として設定したものです。

H17/10		H18	H19	H20	H21	H22	H23
253 人	目標値					218 人	
	実績			230 人			

平成 21 年 2 月 1 日の時点で、岩見沢市の福祉施設入所者数は、230 人で、253 人から 23 人減少しています。

目標年までの中間年であることを考えると、順調に目標値に近づきつつあるように見えますが、実際に個々の施設入所者が置かれている状況や障がいの特性は、一人ひとり全て異なることから、障害者自立支援法施行を契機に、まず、地域移行するための条件が比較的整っていた人が移行したと考えられます。こうしたことを考えると、目標値の達成に向けては、今後も、障がいのある人の受け皿となる地域の環境づくりを、さらに力強く推し進めて行く必要があります。

(2) 「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の地域移行を進めます。

精神に障がいのある人が、入院の必要性が低く、退院が可能であるにも関わらず、地域で生活するための環境が整っていないなど、病状以外の社会的要因により、入院を継続せざるを得ない状況に置かれるなどということのないよう、地域における必要な支援体制の充実や、地域の理解の促進を図ることを目指し、その進捗状況を計るために指標で、数値の捉え方としては、北海道が実施している「在院患者調査」において、各地の精神科病床を有する医療機関に入院している岩見沢市民のうち、「受け入れ条件が整えば退院が可能」とされた人の数です。

平成 17 年の「在院患者調査」では、37 人が退院可能な状態であるとされており、この 37 人について社会的要因による入院という状況を解消することを目標として設定したものです。

H17/10		H18	H19	H20	H21	H22	H23
37 人	目標値					0 人	
	実績			18 人		—	

「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の数は、北海道が実施している「在院患者調査」の結果をもとに把握していますが、「在院患者調査」では個人を特定することが困難なため、北海道では、便宜上、平成19年に実施した「在院患者調査」で退院可能とされた人のうち、調査時点での入院期間が3年以上である人の数を、平成17年の「在院患者調査」で退院可能とされた人の数から差し引いた数を、この2年間で退院した人の数として捉えています。

この考え方で岩見沢市の目標値の進捗状況を捉えると、平成19年の調査で退院可能であるとされた人は21人で、このうち、在院期間が3年以上である人は18人とされていてことから、平成17年の「在院患者調査」による37人のうち、2年間で19人が退院したこととなります。

岩見沢市では、この目標値についての進捗状況は、あくまで一つの推計として捉えることとし、今後も引き続き、地域の理解を深める取組みや、退院時の支援などの取組みを強化していくことにより、精神に障がいのある人が、病状以外の社会的要因で入院せざるを得ない状況に置かされることのない地域社会を目指すこととします。

(3) 就労支援体制の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

障害者自立支援法では、「障がい者が地域で暮らせる社会に」、「自立と共生の社会を実現」の2点を基本的な目標としていますが、社会に参加し、自立した生活を営むためには、就労は重要な要素の一つであり、障がいのある人の一般就労の促進を目指した取組みの進捗状況を計るための指標です。数値の捉え方としては、援護の実施者が岩見沢市である福祉施設（障害福祉サービス事業所）利用者のうち、福祉施設（障害福祉サービス事業所）のサービス利用を通じて、一般就労した人の数です。

岩見沢市内には、障がい者の就労促進に関して先進的な取組みを行ってきた事業者が多くあり、施設からの一般就労者数は、北海道内でも高い水準にあったことから、平成17年度実績の5人を最低ラインとして維持することを目標として設定しました。

H17		H18	H19	H20	H21	H22	H23
5人	目標値						5人以上
実績	0人	6人	-	-	-	-	

目標値に対して、実績としては、平成18年度は0人でしたが、平成19年度は6人が福祉施設（障害福祉サービス事業所）を通じて一般就労しています。

障害者自立支援法では、就労移行支援事業や就労継続支援事業が創設されるなど、就労に向けたサービスの充実が図られましたが、就労移行支援事業で標準利用期間が2年とされていることなどから、こうしたサービスの利用の成果が本格的に現れるのは、法施行から一定期間を経過したこれからであると考えられます。これらのサービスの成果を確実に一般就労に結び付けるためには、福祉サイドからの支援と、労働サイドからの受け入れ体制の整備などの支援が一連の輪となって推進されることが必要であり、また、障がいがあっても一般就労できる社会環境が、障がいのある人の就労意欲の喚起にも繋がります。

今後も引き続き、関係機関との連携を一層強化するとともに、企業などはもちろん、地域全体の理解の促進を図ることにより、きめ細かい就労支援体制を構築し、障がいのある人の一般就労を促進する必要があります。

3 サービス見込量と実績

「岩見沢市障がい福祉計画（第1期）」では、3つの目標値の達成に向けて、必要となる訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業のサービスの量を見込んでいます。

平成18年度から平成20年度までの見込量と、実際に利用されたサービスの量は、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
居住介護	時間/月	1,363	1,009	1,705	1,323	1,720	(1,200)	2,785
	人	91	42	114	73	115	(76)	186
重度訪問介護	時間/月	392	489	400	33	400	(92)	400
	人	14	8	15	1	15	(1)	15
行動援護	時間/月	102	40	102	44	102	(49)	102
	人	3	1	3	1	3	1	3
重度障害者等	時間/月	33	0	33	0	33	(0)	33
包括支援	人	1	0	1	0	1	(0)	1

訪問系サービス全体での利用者数は、着実に増加傾向にあります。訪問系サービスは、地域で暮らすうえで利用されるサービスであることから、障がいがあっても、これらのサービスを利用しながら、地域で暮らす人が増加していることを示していますが、見込量とは依然として差異があります。

また、障がいのある人が、入所施設からグループホームやケアホーム以外の地域に移行した際に利用されることが多いサービスですが、目標値の一つである施設入所者数が、平成20年度までに、ほぼ目標値どおりのペースで減少しているのに対し、訪問系サービスの利用実績が見込量を下回った水準で推移していることは、「目標値の達成状況と課題」の項で述べたとおり、地域移行するための条件が比較的整っていた人から地域移行したことと裏付けているといえます。

今後、障害者自立支援法の「障がい者が地域で暮らせる社会に」という目標をさらに推進するためには、これら訪問系サービスの積極的な活用を促進するとともに、日中活動系サービスはもちろん、介護保険サービスやその他の制度等も含め、その人にとって、最も

効果的なサービス利用の組み合わせをコーディネートする仕組みを確立する必要があります。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	
生活介護	人日/月	581	475	683	414	1,520	(1,850)	5,456	
	人	27	23	32	30	70	(100)	248	
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	88	0	110	(0)	770	
	人	0	0	4	0	5	(0)	35	
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	0	88	0	176	(22)	528	
	人	0	0	4	0	8	(1)	24	
就労移行支援	人日/月	594	460	880	924	880	(1,537)	1,188	
	人	27	24	40	48	40	(81)	54	
就労継続支援 A型	人日/月	418	383	550	421	616	(596)	1,298	
	人	19	19	25	22	28	(30)	59	
就労継続支援 B型	人日/月	352	342	1,034	781	1,694	(1,584)	3,068	
	人	16	14	47	40	77	(78)	164	
療養介護	人	1	1	1	1	1	(1)	1	
児童デイサービス	人日/月	132	186	132	134	132	(141)	132	
短期入所	人日/月	66	148	68	93	68	(110)	68	

生活介護については、着実な増加傾向にありますが、このサービスは施設入所支援を利用する際に、通常、組み合わせて利用されるサービスであることから、主な増加要因は旧体系入所施設の新体系移行と考えられます。

自立訓練については、利用量が少ない状態で推移していますが、この事業を実施する事業者が、現状で少ないためであると考えられます。地域で暮らすために必要な訓練を行うサービスであることから、サービスの確保と利用の促進を図る必要があります。

就労移行支援については、平成19年度から目標値を上回っていますが、これは、事業者の新体系移行とともに、それ以前からの利用者が、一斉に利用を開始したことによります。このサービスは本来、一般就労への移行を支援する事業であり、また、一般就労に移行できなかった場合でも、標準利用期間が定められていることから、新体系移行から一定期間が経過すれば、サービスの利用を終える利用者と、新たにサービス利用を開始する利用者の均衡が保たれると考えられます。

就労継続支援A型及びB型については、年度により差異があるものの、ほぼ見込量に近い水準で推移しています。

療養介護については、サービス利用の対象となる要件や、利用できる事業者が限られていることから、利用実績は1人で推移しています。

児童デイサービスは、他のサービスに比べて、1人一月当たりの利用日数が少ないことから、ある月をひとつの時点として、その月の実利用人員を捉えたときには、月による変動の幅が大きくなっていますが、利用者の年齢におのずと上限があること等から、少子化が進む中での大幅な利用増は見込みにくいと考えられます。ただし、市内で提供されているサービスを質という面からみると、学齢児以上の児童への対応が十分ではなく、今後、教育施策や子育て支援施策とも連携しながら対応を検討していく必要があります。

短期入所については、普段、地域で暮らす人が、何らかの理由により、一時的に利用するサービスであることから、その実績については、時点による変動が大きく、また、常に一定数の利用者が見込める事業ではないことから、必要量は慎重に見極める必要があります。地域で暮らす人と、それを支える家族等にとって、大きな安心感に繋がるサービスであることから、より利用しやすい仕組みを確立するなど、充実を図るべき事業と考えられます。

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
共同生活援助	人	59	55	60	66	75	(79)	103
共同生活介護								
施設入所支援	人	17	18	24	23	64	(79)	218
旧体系施設入所	人	224	214	210	211	160	(151)	0

共同生活援助・共同生活介護は、ほぼ目標値に近い水準で推移しています。

施設入所支援と、旧体系施設入所をあわせた施設入所者数は、平成18年度に見込量を9人下回りましたが、平成19年度には、ほぼ見込量どおりの人数となり、平成20年度は、平成21年2月1日時点で支給決定者数が230人と、見込量を上回っており、施設入所者数の減少傾向が鈍っています。このことは、法施行を契機に地域移行しやすい人から地域移行したことによると考えられます。今後は、地域移行を希望する、より障がい程度の重い人に対する実効ある取り組みが求められます。

(4) 地域生活支援事業

サービス種別	単位	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	
相談支援事業	人/月	18	0	26	0	30	(0)	42	
コミュニケーション支援事業	人/年度	10	11	10	11	10	(-)	10	
日常生活用具給付事業	人/年度	301	257	314	269	323	(-)	380	
	件/年度	725	715	2,824	2,621	2,886	(-)	3,570	
移動支援事業	時間/月	282	155	343	354	354	(243)	590	
	人	30	51	32	70	33	(43)	55	
地域活動支援センター	箇所	5	5	5	5	5	(1)	5	
日中一時支援事業	人/月	48	28	48	44	48	(31)	48	

相談支援事業の見込量は、第1期計画策定時に、在宅の方のうち、サービス利用計画の作成が適当と見込まれる方の数として見込量を設定しています。岩見沢市では、今まで、このような方に対して、市窓口の相談支援員が継続的に対応し、サービス調整などを行ってきたことから、サービス利用計画の作成実績はありませんが、今後、地域生活を推進していくうえで、より障がいの程度が重い人への対応が予想されることなどを考えると、地域全体に幅広い分野のネットワークを持つ相談支援体制を確立し、障がいがあっても、そのネットワークの中で、安心して暮らせるような地域づくりを進めるとともに、事業者などとも連携して、サービス利用計画の積極的活用を推進する必要があります。

コミュニケーション支援事業は、手話通訳派遣事業の対象者数を見込量として設定しており、見込量に近い水準で推移しています。

日常生活用具給付事業は、品目により、1人に対して通常1年間に給付される件数が1件となるものと12件となるものがあり、年間12件となる排泄管理支援用具の利用者が最も多くなっています。

移動支援事業については、利用者数が見込みを上回っていますが、時間数については、利用者数に比べて差異が小さくなっています。障がいのある人の外出支援については、その内容により、自立支援給付や介護保険でも対応が可能であり、両制度との連携を図りながら、サービスを確保していく必要があります。

地域活動支援センターについては、第1期計画の見込量設定時に想定されていなかった国の「障害者自立支援法円滑施行対策事業」による各種の支援策により、就労継続支援事業などへの移行が進み、平成20年度末までに1か所となっています。

日中一時支援事業については、ほぼ見込量に近いか、それを下回る水準で推移しています。自立支援給付による短期入所が宿泊を伴うものを対象としていること、日中活動系サービスが月の日数から 8 日間を差し引いた日数を上限としていること、生活介護が障害程度区分 3 (50 歳以上では区分 2) 以上を対象としていること、さらに学齢児への対応などから、一定のニーズがあると考えられます。